

デザイン伴走支援 実施規程

この規程は、埼玉県産業技術総合センター（以下「センター」という。）がデザイン伴走支援（以下「伴走支援」という。）を実施するにあたり必要な事項を定める。

1 目的・内容

伴走支援は、センターのデザイン支援員（以下「デザイン職員」という。）の助言等（試作や資料作成等を除く。）により、デザインを使った考え方やアイデア等の整理方法を学んでもらい、もって商品企画や技術の周知、企業認知度の向上及び事業改善など、企業の課題解決に資する客観的視点を身に付けてもらうことを目的とする。

また、当該支援の目的を達することで、次のステップであるデザイナーとの協業やフォローアップ事業等の足掛かりとする。

2 対象企業等

埼玉県内の本社又は事業所に伴走支援を必要とする課題がある中小企業等（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者）（以下「企業等」という。）であって、次のいずれかに該当する者を対象とする。

ただし、みなし大企業（同一の大企業で資本金の2分の1以上を占めている企業、複数の大企業で資本金の3分の2以上を占めている企業、大企業の役職員が役員総数の2分の1以上を占めている企業）は支援の対象としない。

- (1) 商品企画や技術の周知、企業認知度の向上及び事業改善等に係る課題があり、その解決方法に困っていて、かつその人材が不足している。
- (2) 課題解決の流れや考え方、必要なことを知りたい。
- (3) 商品企画や開発に関する基本的な考え方、進め方、方法などを学びたい。

3 申込手続

伴走支援への申込手続は、次のとおりとする。

- (1) 「様式1_デザイン伴走支援申込書」（以下「申込書」という。）に必要事項を記入し、又は募集案内に指定された方法により、定められた期日までにセンターの長（以下「センター長」という。）あて提出する。
- (2) 受講料及びこれに関する事項は、募集案内に定める。
- (3) 上記ほか手続に必要な事項は、募集案内に定める。

4 伴走支援の実施

申込書を提出した企業等に対し、次のとおりデザイン職員が伴走支援を実施する。

- (1) 伴走支援は、年度単位で実施する。
- (2) 伴走支援の企業等に対する実施期間は、当該年度の申込日から年度末までの間の別途定められた日までとし、1企業等につき1案件（テーマ）について支援する。

- (3) 当該年度における伴走支援の最終実施回の後、企業等は「様式 6_デザイン伴走支援終了報告」(感想、今後の予定など)をセンター長あて提出する。
- (4) 公序良俗に反する企画内容や商品等、申込内容によっては受け付けない場合がある。
- (5) 分析・測定等を実施する場合は、依頼試験又は開放機器の範囲で対応し、受講料とは別にその費用を徴取する。
- (6) その他、伴走支援の実施に必要な事項等は募集案内に定める。

5 外部デザイナー等によるアドバイス

- (1) 伴走支援において必要と認められる場合は、外部デザイナー等によるアドバイスを受けられる。これに係る必要事項等は募集案内に定める。
- (2) 外部デザイナー等は、申込書に係る一つの案件に対するアドバイスのみを行い、試作・製作等の作業は行わない。

6 外部デザイナー等への依頼に関する事項

- (1) 外部デザイナー等はセンター主催のデザイン塾の講師等から選出し、センター長が「様式2_講師依頼書」により当該デザイナー等に依頼する。
- (2) 外部デザイナー等への依頼に関する報償費及び事務処理上の必要事項等は、別途「様式 2_講師依頼書」に定める。
- (3) 外部デザイナー等は依頼を承諾する場合、「様式3_承諾書」及び「様式4_口座振替申出書」をセンター長あて提出する。
- (4) 企業等が外部デザイナー等からアドバイスを受けた場合、デザイン職員は「様式5_支援状況報告書」を作成し、センター長あて報告する。

7 事業の中止

伴走支援は、企業等からの中止の申し出のほか、センター長が社会情勢の変化や企業等の状況変化、その他必要と認められる場合には一時中止、変更又はこれを打ち切ることができる。

8 免責について

伴走支援の実施や中止等により、企業等又は外部デザイナー等に発生したトラブルや損害等に対して、センターはその責を負わない。

9 支援の対象外

次に掲げる者は、伴走支援の対象外とする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団及び暴力団員
- (2) 暴力団員が事業主若しくは役員となっている団体等又はその構成員
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体等又はその構成員
- (4) その他、センター長が定める者

10 その他

この規程に定めるもののほか、伴走支援に必要な事項はセンター長が別途定める。

附 則

この実施規程は、令和5年9月6日から施行する。

この実施規程は、令和6年7月4日から施行する。